

組合 Q & A

員外利用の特例について

Q II 組合員37人で設立された卸商業団地の組合において、流通の合理化等の影響で、9組合員が倒産、脱退したため、組合は経営難に陥っている。

組合では、遊休化している元組合員施設及び共同施設（共同荷捌所、共同駐車場、食堂、多目的ホール等）を員外利用に供し、その賃貸料、利用料収入をもって、組合の経営再建を図ることを希望している。

この場合、通常の員外利用比率の100分の20を超えることはできないか。
 「A」中協法9条の2の3（組合員以外の者の事業の利用の特例）が新設され（平成9年）、次の条件を満たせば、行政庁の認可を得て100分の20を超えない範囲内で、組合事業を員外者に利用させることが可能となったため、設例の場合には100分の20までの範囲内で員外者に組合事業を利用させることができる。

① 組合所有施設を用いて行っている事業であること

② 組合員の脱退その他のやむを得ない事由により、当該事業の組合員の利用が減少していること

③ 当該事業の運営に著しい支障が生じていること

④ 当該事業の運営の適正化を図るため、組合員以外の者に、中協法第9条の2第3項ただし書の限度を超えて当該事業を利用させることが必要かつ適切であること

⑤ 当該事業の運営の適正化のために必要な期間に限られていること

員外利用の制限の内容について

Q II 次のような場合、組合の共同事業や施設を組合員以外の者が利用することとなるが、員外利用に該当するか。

1 組合が組合員のために共同受発注・配送・決済等の事業をコンピュータ・オンラインシステムを利用して行う場合において、組合員の取引先等が当該システムを利用すること。

2 商店街等商業集積を形成する組合が、顧客吸引力の増大のため、例えば、アーケード、駐車場、

物品預り所、休憩所、公園、公衆便所、コミュニティホール、展示場、研修室、カルチャー教室等の一般公衆の利便を図るための施設を設置してこれをその利用に供すること。

「A」員外者が組合事業に関与する場合であっても、組合員のための員外者からの物品購入事業における場合のように、その関与が組合員の利用と競合せず、むしろ組合員への奉仕という組合の本来の目的の達成に必要である時には員外利用に該当しないと考えられる。

なお、組合事業は営利を目的として運営されることのないよう留意されたい。

1 組合が組合員のために外部との取引又はその仲立ちを行う場合における。取引の相手方の当該組合事業への関与であり、員外利用に該当しない。

2 組合が組合員の事業を支援するために行う、組合員の取引先、顧客等に対する施設、サービス等の提供であり、員外利用に該当しない。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】理事全員の同意がある時は、理事会の招集手続きを省略することができる。

【第2問】員外役員は、理事、監事ともに定数の3分の1まで認められている。

【第3問】役員の定数の3分の1を超える者が欠けた時は、3ヶ月以内に補充しなければならない。

【第4問】利益相反取引を行うとするとする組合の理事は、理事会の定足数には入るものの、議決権は停止される。

【第5問】通常総会の招集にあたっては、議案等を示す他、理事会の承認を受けた決算関係書類等を組合員に提供しなければならない。

〈解答〉【第1問】○【第2問】×（員外役員の人数制限は、理事のみに適用され、監事については制限がない。）【第3問】○【第4問】×（利益相反取引をしようとする理事は、理事会の承認を得る必要がある。この理事会では特別利害関係人になり、議決権はなく定数のカウントからも除外される。）【第5問】○